

山中湖村旅割事業（旅割クーポン券）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、閑散期における観光需要を喚起して観光事業者を応援するため、村内宿泊者に対し、旅割クーポン券（以下「クーポン券」という。）を配布することにより、村内での消費喚起を促すことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 指定宿泊施設 山中湖村旅割事業交付要綱（令和6年山中湖村告示第28号）における該当宿泊者に対しクーポン券を発行するものし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業として同法第3条第1項に規定する県知事の許可を受けている者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）のうち、クーポン券を配付することができる事業者として登録されたものをいう。

（2） 特定取引 物品の購入若しくは借受け又は役務の提供であって、クーポン券が対価の支払の手段として使用されるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 不動産及び金融商品

イ たばこ

ウ ギフト券、ビール券、プリペイドカード等の金券

エ 切手、官製はがき及び印紙

オ 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

カ 国税、地方税、使用料その他公租公課

キ その他村長が特定取引の対象とすべきでないと認めたもの

(3) 指定店 特定取引の対価として取得したクーポン券(以下「使用済クーポン券」という。)の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。

(クーポン券の配付等)

第3条 村長は、指定宿泊施設に宿泊する者に対して、指定宿泊施設を通じて、宿泊者1人につきクーポン券1組を配付する。

2 クーポン券の発行数は、予算の範囲内で、村長が決定する。

3 クーポン券の額面金額は、1枚当たり1,000円とする。

(クーポン券の使用範囲等)

第4条 クーポン券は、指定店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 クーポン券の使用期間は、令和6年10月1日から令和7年3月1日までとする。

3 特定取引に使用されたクーポン券は、額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、指定店からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

4 クーポン券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

(指定店の登録等)

第5条 村長は、指定店を募集し、様式第1号の登録申請書により応募した事業者を登録の上、当該指定店に指定店登録証明書を交付する。

(指定店の登録業務の委託)

第6条 村長は、前条に規定する指定店の登録業務について、民間事業者等に委託することができる。

(指定店の責務)

第7条 指定店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 指定店であることがクーポン券取得者に容易に分かるよう、指定店の見えやすい場所に、指定店登録証を掲示すること。

(2) クーポン券が著しく破損又は汚損しているときは、特定取引を行わないこと。

(3) クーポン券の偽造又は不正使用の疑いがあるときは、特定取引を行わず、村長へ直ちに報告すること。

(4) 特定取引においてクーポン券の受け取りを拒んではならないこと。

(5) クーポン券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

2 村長は、指定店が前項各号に掲げる事項に違反したときは、当該指定店の登録を取り消すことができる。

(クーポン券の換金手続)

第8条 村長は、特定取引の対価としてクーポン券が使用された場合は、当該指定店に対し、その額面に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、指定店は、毎月10日までに前月の実績報告を、様式第2号の請求書に記入し、裏面に利用日、指定店の名称を記載した使用済クーポン券を添えて、村長に換金の請求を行うものとする。

3 村長は、前項の請求に基づき、使用済クーポン券の枚数確認等を行った上で請求書を受領後30日以内に指定店の預金口座へ振り込むものとする。

4 村長は、偽造された使用済クーポン券であると認めた場合は、当該クーポン券の換金を行わない。

(換金業務の委託)

第9条 村長は、前条の規定第1項に規定する換金業務について、民間事業者等に委託することができる。この場合において、同条中「村長」とあるのは「換金業務受託者」と読み替えるものとする。

(換金原資の概算払)

第 10 条 村長は、前条に基づき委託した民間事業者等に対し、山中湖村財務規則（平成 13 年山中湖村規定第 3 号）第 7 1 条第 2 項の規定により、換金業務完了前に換金原資の全部又は一部を概算払により支出することができる。

（クーポン券の保管等）

第 11 条 クーポン券取得者、指定宿泊施設、指定店、指定宿泊施設登録業務受託者及び換金業務受託者（以下「取得者等」という。）は、自己の責任において、クーポン券（使用済クーポン券を含む。次項において同じ。）を保管するものとする。

- 2 取得者等がクーポン券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、取得者等がその責めを負うものとし、村長は、一切その責めを負わない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。